

平成 2 7 年

第 2 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

平成 2 7 年 1 1 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成 27 年第 2 回西秋川衛生組合議会  
定 例 会

1 出席議員（13 名）

1 番 合川 哲夫議員	2 番 山根トミ江議員
3 番 天野 正昭議員	5 番 中嶋 博幸議員
6 番 増崎 俊宏議員	7 番 折田眞知子議員
8 番 嘉倉 治議員	9 番 清水 浩議員
10 番 清水 満男議員	11 番 中村 賢次議員
12 番 須崎 眞議員	13 番 杉村 良一議員
14 番 原島 幸次議員	

欠席議員（0 名）

出席説明員

管 理 者	澤井 敏和君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
会計管理者	田中 豊昭君
あきる野市環境経済部生活環境課長	山際 由晃君
日の出町生活安全安心課長	橋本 和弘君
檜原村産業環境課長	坂本 政人君
奥多摩町住民課長	宮田 昭治君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	田中 昭二君
庶務係長	乙訓 茂君
庶務係主任	東深澤 亮君

平成 27 年第 2 回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

平成 27 年 11 月 6 日（金）午後 2 時 00 分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		副議長の選挙
日程第 6		一般質問
日程第 7	議案第 22 号	平成 26 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定 について
日程第 8	議案第 23 号	平成 26 年度秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定に ついて
日程第 9	議案第 24 号	平成 27 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更 について
日程第 10	議案第 25 号	平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）

午後 1 時 51 分 開会・開議

○議長（合川 哲夫議員） 皆さん、こんにちは。平成 27 年第 2 回の西秋川衛生組合議会定例会を開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

11 月に入りまして大変朝晩めっきりと冷え込んでまいりました。

議員各位におかれましては体調管理には十分気をつけていただきまして、議会活動に当たっていただきたいと思います。

また、公私ともに御多忙中、本定例会に御参集をいただき、開会できますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくお願い申し上げます。

次に、去る 8 月の日の出町議会議員選挙に伴い、9 月 7 日の日の出町議会臨時議会において、当組合議会議員の改選が行われ、折田眞知子議員、嘉倉治議員、清水浩議員の 3 人が新たに選出されましたので、自己紹介をさせていただきます。

それでは折田議員より順次お願いいたします。

○（折田眞知子議員） 日の出町の折田眞知子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（嘉倉 治議員） 同じく日の出町の嘉倉でございます。14 年ぶりの復帰となります。しっかりとやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○（清水 浩議員） こんにちは。同じく日の出町の清水浩と言います。よろしくお願い致します。

○議長（合川 哲夫議員） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読は省略いたします。



○議長（合川 哲夫議員） それでは日程第 1、議席の指定を行います。

日の出町議会より新たに選出されました 3 名の議員の議席については、西秋川衛生組合議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、折田眞知子議員を 7 番、嘉倉治議員を 8 番、清水浩議員を 9 番に指定いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は西秋川衛生組合議会会議規則第 79 条の規定により、議長において、13 番杉村良一議員、14 番原島幸次議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 4、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者からの本定例会提出議案は、議案第 22 号から議案第 25 号までの 4 件でございます。

また、関係議案の資料につきましても配布のとおりでございます。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 次に管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま発言のお許しをいただきました西秋川衛生組合管理者の澤井敏和でございます。

初めに、平成 27 年第 2 回西秋川衛生組合議会定例会の開催にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

11 月に入り、各地の紅葉も見ごろを迎え、秋の深まりを感じられる季節となって

まいりました。

議員各位におかれましては、大変御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、新たに御就任されました議員の皆様には、今後とも当組合圏域の住民のために、御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、私ごとになり、大変恐縮ではございますが、先般のあきる野の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御支持と厳粛な負託を賜り、あきる野市長として重責を担うことになりました。

あわせて、西秋川衛生組合規約の規定に基づき、構成市町村長の互選により、平成 27 年 10 月 15 日付で、組合管理者に就任いたしましたことを、本定例会の席をお借りして御報告申し上げるとともに、組合の発展に全力を尽くしてまいりますので、御指導、御協力のほど、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、ごみ処理施設及びし尿処理施設の近況について、御報告をさせていただきます。

平成 23 年 4 月に着手しました「ごみ処理施設整備工事」も本年度が最終年度となりましたが、整備状況も順調に推移しており、来年 1 月にはリサイクルセンターの試運転等が予定されておりますが、最後まで事故等を起こさないよう、最善の注意を払い、「安全・安心」を第一に整備を行ってまいり所存でございます。

また、平成 26 年 4 月から本格稼働いたしました「熱回収施設」ですが、構成市町村からのごみの受け入れ及びごみ処理が停滞することもなく、環境対策も含め、適切に運転・管理されております。

次にし尿処理施設の更新に伴う「汚泥再生処理センター整備事業」でございますが、現在平成 28 年度の工事着手に向けて、請負事業者の選定に係る業務を行っているところでございます。

最後に、本日の定例会の提出案件でございますが、先ほど議長からもお話がありました平成 26 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定について、ほか 3 件の議案を提出しております。内容につきましては、順次御説明申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、挨拶と報告とさせていただきます。

大変貴重な時間をいただきましてありがとうございました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に 12 番須崎眞議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました須崎眞議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました 12 番須崎眞議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました須崎眞議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

これにて選挙を終わります。

それでは須崎眞議員より副議長承諾の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（須崎 眞議員） ただいま議員皆様の御推挙によりまして西秋川衛生組合副議長に就きました奥多摩議会から選出されました須崎眞でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まことに光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いであり、責任の重さを痛感しております。人格・識見ともに卓越された合川議長のもと、皆様の御支援と御鞭撻を賜りましてこの職務を全うしたいと念願しております。

どうか前副議長同様、格別の御協力のほどをお願い申し上げまして就任の挨拶と

させていただきます。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 6、一般質問を行います。

質問は自席で発言し、質疑の回数は組合議会会議規則により同一議題については、2 回を超えないようお願いいたします。

なお、できるだけ短時間で終わるよう、質問も答弁も簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは発言を許します。質問者、山根トミ江議員どうぞ。

○2 番（山根トミ江議員） 議席 2 番の山根トミ江でございます。平成 27 年第 2 回西秋川衛生組合議会の一般質問を行います。

まず最初に、リサイクルセンター稼働についての質問です。

①平成 28 年 1 月稼働をめどにリサイクルセンターの整備が進められています。施設整備の進捗状況と今後の見通しについてどのようになっているかお聞かせください。

②リサイクルセンターの施設整備に伴い、ペットボトルの回収を今後戸別収集で行うとのことですが、いつ頃から実施できるとお考えでしょうか。

次にガス化溶融炉施設についての質問です。

①平成 26 年 3 月よりガス化溶融炉によるごみ処理が開始されました。この間、新施設に関する何らかのトラブルの発生などはありましたでしょうか。

②ごみ減量についての成果はどのようになっているでしょうか。

以上、2 点についての質問です。答弁をどうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 質問が終わりました。答弁をお願いいたします。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） それでは山根議員の質問にお答えをさせていただきます。

(1) の①及び②について一括でお答えをいたします。

御質問のリサイクルセンターの進捗でございますが、平成 28 年 1 月から試運転に合わせ、資源化業務に必要なペットボトルの圧縮梱包装置、資源物の搬送装置等の設備の据付及び製作を行っているところでございます。また、資源物を仕分け、保管いたしますストックヤードの建設も計画のとおり順調に進んでおります。

次にペットボトルのリサイクルセンターへの受入態勢でございますが、試運転が開始されます平成 28 年 1 月から受け入れは可能となります。



収集・回収方法は、構成市町村の判断によるところとなっておりますが、詳細につきましては構成市町村と協議・調整を図りながら決定をしてみたいと考えております。

次に(2)の①についてお答えします。

熱回収施設が平成26年4月に本格稼働して約1年半が経過をいたしました。その間、大きなトラブルもなく、構成市町村からのごみの受け入れ及びごみ処理も順調に推移しており、環境対策も含め適切に運転・管理されておるところでございます。

次に②についてお答えをいたします。

ごみ減量につきましては、構成市町村と西秋川衛生組合が一体となって長年にわたりさまざまな取り組みを行ってまいりました。また、新ごみ処理施設の建設にあたりましてごみ減量と適正処理のための施策を構成市町村と協働で展開していくことで、意志統一も図っております。

熱回収施設の本格稼働に伴い、新分別基準によるごみ収集が開始されてからのごみ量を推移して見ますと、減量の成果は表われておりませんので、引き続き構成市町村には、さらなる施策の展開をお願いするとともに、西秋川衛生組合でも積極的に啓発活動を行うことでごみ減量を推進してみたいと考えております。

○議長（合川 哲夫議員） 答弁が終わりました。再質問がありましたらどうぞ。山根議員。

○2番（山根トミ江議員） 御答弁ありがとうございました。それでは2点ほど再質問をさせていただきます。

まず(1)のリサイクルセンターについてです。28年3月までにストックヤードその他外構工事含めて全て完了して、28年1月から試運転が開始されるということで、当施設としてもこの試運転開始の28年1月から受け入れが可能になることだという事です。

そして収集とか回収方法は構成市町村でということですが、あきる野市議会の方でも私も再三取り上げてこれまで質問してまいりました。市としましてもリサイクルセンター施設整備完了に伴い戸別収集で行うということですので、実施についての具体的な日程については再度市の方に問い合わせたいというふうに思います。

ペットボトルの戸別収集についてはですね、地域住民から非常に現在の収集方法が非常に大変だということで、ぜひ戸別収集ということで期待の声が多数寄せられております。早急に市と協議を今後進めていただきたいということをお願いいたします。これは要望だけにしておきます。

そこですら、一つだけお伺いしたいのですけれども、資源ごみとして現在回収されているものとしては紙とか布類とか缶とかビンなどがあると思うんですけど、具体的には何種類ぐらいあるのでしょうか。そしてまたここで、新たに資源ごみとして回収できるようなものは何かあるのかどうなのか。その辺のところをお聞かせください。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局。

○事務局長（古山 尚志君） それではリサイクルセンターが建設に伴いまして、リサイクルセンターではどのような資源物が処理されるかというような御回答をさせていただきます。

リサイクルセンターでございますが、ペットボトル、缶、金属類及びビン類が構成市町村から運ばれます。そして仕分け、梱包等の作業を施設内で行います。

ペットボトルにつきましては、該当する容器であるかの選別、キャップの外れ、汚れ等を確認しながら搬送、コンベアにより圧縮梱包装置に送られまして梱包されます。

そして缶、金属類に関しましても同様に選別、圧縮梱包の作業を行います。

ビン類につきましては、茶、白、その他の色別に分け、カレット状に粉碎する作業をリサイクルセンターで行います。

また、そのほかに構成市町村からは資源物として雑誌、新聞紙、ダンボール、布類、紙パック、それと小型家電、それとここで新たに資源物として回収いたします白色トレイにつきましては、ただいま建設中のストックヤードに搬入される予定となっておりますのでございます。

また、既にある既設のストックヤードにつきましては、改修を行いまして、先ほどお話ししましたペットボトル、並びに缶、金属類の梱包品及びアルミ類等の資源物を保管・管理することでただいま整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員。

○2 番（山根トミ江議員） ありがとうございます。たくさんのがね、資源物と受け入れしてくれているんだということがわかりました。

新たに白色トレイ、これはスーパーなどで魚とかそういうふうなものが入っているもの、発泡スチールのトレイだというふうに理解しますが、資源ごみとして回収されることになるというふうな今回答でしたので、資源ごみとして少しでも可燃ごみが減って、ごみ減量につながればいいなということをおね、期待をいたします。ここは意見だけにしておきます。

次にですね、(2) についての再質問ですけれども、現在このガス化溶解炉のこの炉が採用しているのは都内ではこのあきる野の西秋の施設のほかに、世田谷で採用していると私は承知しています。

以前ですね、10 年ほど前、世田谷の方は大分前ですので、10 年ほど前にこの施設を私どもの会派でね、視察に行ったことがあるんです。当時はまだこのガス化溶解炉という施設が全国的にも普及し始めたころだったのかなというふうに思いますけれども、その私どもが視察に行ったときにですね、視察中に水が漏れているというトラブルが発生したことなどを記憶しております。

そのようなことがありまして、今回ね、当市でも取り入れてちょうど 1 年半ぐらいになるんですかね、なりますので、どうなのかなというふうなことで質問させていただいたようなわけです。

当施設では、約 1 年半が経過して、その間、大きなトラブルもなく適切に運転管理されているということですので、まずは安心をいたしました。今後も安全にですね、運転ができるよう適切な管理等を行っていただくよう、再度この要望にとどめておきます。

もう一回は質問なんですけれども、今ごみ減量、ごみ問題というのはもうここに限らずですね、全国的な問題、また広くは地球規模での問題だというふうに思うんですね。それでこの当施設におきましても、平成 26 年 4 月から本年 9 月までごみ量の変化はまだ成果が表われていないというふうなお話でした。

そこでですね、ちょっとお伺いをしたいんですけれども、そもそもと言いますか、このガス化溶解炉というこの炉ですよ。このごみ処理施設は高温で 24 時間ごみをずっと燃やし続けるという点ではある意味一定のごみが必要になるんじゃないかなというふうな問題があります。

そうした観点から見ますと、ごみ減量と相反する面があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺のところはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それではごみの減量について御回答させていただきます。

熱回収の稼働に伴いまして新分別基準によるごみ収集が開始されました。それに伴いまして西秋川衛生組合に搬入されました平成 26 年度の総ごみ量でございますが、約 3 万 1,425 トンございました。そのうち、ガス化溶融炉でおおむね 2 万 6,000 トンのごみを処理いたしました。そこで発生いたしました溶融スラグは約 1,300 トン、金属類が約 1,070 トン、資源物として有効活用されているところでございます。

ごみの減量化につきましては、構成市町村と組合とが協議・調整を行いまして、作成いたしましたごみ処理基本計画においてもごみの発生から排出、収集、運搬、処理、処分、再生利用について長期的かつ総合的な視野に立って循環型社会の実現を目指すこととしております。

また、リサイクルセンターの完成に合わせまして、可燃物として先ほどもお話した白色トレイを資源物として収集することなどもこちらの基本計画で整理されているところでございます。

また、この熱回収施設の規模の算定にあたりまして、構成市町村のごみ減量計画、並びに再資源化等を踏まえまして算出しているところでございます。このように減量化に向けた取り組みを踏まえ、ごみ量の推移につきましてはこの新しい施設の収納力を過信することなく、引き続き注視していかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員。

○2 番（山根トミ江議員） ありがとうございます。御努力されている姿がよくわかりました。このガス化溶融炉から排出されます資源ごみとしてね、有効活用に努力しているということです。

今後ですれすぐにというわけにはいかないが皆の努力がないとなかなか減量につながらないかなというふうに思いますので、いっそうの取り組みがね、期待されますことを私たちも協力は惜しみませんので、お願いを申し上げまして質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（合川 哲夫議員） 山根トミ江議員の質問が終わりました。これで一般質問は終了いたします。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 7、議案第 22 号、平成 26 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 22 号でございますが、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めますのでございます。

決算内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 会計管理者。

○会計管理者（田中 豊昭君） それでは平成 26 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算書によりまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに歳入について御説明させていただきます。恐れ入りますが、決算書の 4 ページ、5 ページをお開きください。

第 1 款負担金は、収入済額 7 億 2,502 万 9,000 円でございます。これは構成市町村からの組合運営経費に対するもので、算出方法は平等割 10%、人口割 30%、利用割 60%でございます。

次に第 2 款国庫支出金は、収入済額 1 億 152 万 5,000 円で、これはごみ処理施設整備事業に対する循環型社会形成推進交付金でございます。

次に第 3 款財産収入は、収入済額 66 万 4,000 円で、土地貸付収入及び施設整備基金の一部で国債を購入したことによる運用利子でございます。

次に第 4 款繰入金は、収入済額 2 億 1,615 万 7,000 円で、西秋川衛生組合施設整備基金からの繰入金でございます。ごみ処理施設建設に関する事業に充当しております。

次に第 5 款繰越金は、収入済額 7,303 万 4,401 円でございます。

次に第 6 款諸収入は、収入済額 5,530 万 3,730 円で、ペットボトル、紙類、鉄類などの資源を売却した有価物売却代などでございます。

次に第 7 款組合債は、収入済額 1 億 8,090 万円で、ごみ処理施設整備事業に対する借入金でございます。

以上、歳入合計は収入済額 13 億 5,261 万 3,131 円で、予算現額に対する収入割合は 100.9%でございます。

続きまして歳出でございます。6 ページ、7 ページをお開きください。

第 1 款議会費は、支出済額 80 万 5,330 円で、主な支出は議員報酬などの経費でございます。

次に第 2 款総務費は、支出済額 2 億 6,133 万 6,245 円で、主な支出は、職員の人事管理経費、組合の管理運営経費、各種負担金などでございます。

次に第 3 款廃棄物処理は、支出済額 9 億 5,692 万 2,772 円で、主な支出としましては平成 26 年度から本格稼働した熱回収施設の運営・維持・管理業務委託料、資源化処理業務委託料及び有価物売上手数料等のごみ処理管理経費や、最終処分場の処理経費、新ごみ処理施設建設経費などでございます。

次に第 4 款公債費は、支出済額 8,777 万 167 円で、これは過去の事業実施の際に借り入れた起債に対する元利償還金でございます。

第 5 款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、支出済額 13 億 683 万 4,514 円で、予算現額に対する支出割合は 97.5%でございます。

歳入歳出差引残額は、4,577 万 8,617 円となり、翌年度へ繰越をいたしました。

なお、附属書類であります歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。折田眞知子議員。

○7 番（折田眞知子議員） 何点か伺いたいと思います。

まず歳出の部分で、ページ、6 ページ、7 ページなのですが、総務費の関係で 816 万 8,755 円が不用額となっておりますが、この理由について伺いたいと思います。

それからですね、15 ページの方なんですけれども、ここにあります有価物の売却代というのがあります。5,512 万 52 円ということなんです、この内訳、品目と内訳、そしてもし単価の方がおわかりのようでしたら教えていただきたいと思います。

あと使用済小型家電機器のメタルの量が 45.9 トンというふうになっているんです

が、これはそのメタルの分量というふうにしてよろしいのでしょうか。代金は100万9,800円ということなのですが、これについてもちょっと御説明いただけたらというふうに思います。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは有価物の主な売却代について御説明させていただきます。資源物の種類につきましては鉄類、アルミ類、新聞紙、ダンポール、紙パック、布類、ビン類等でございます。これらの売却の単価につきましては、資源回収の協会等の単価を採用する旨の契約をしております。只今の資源物につきましては4,642万4,504円が売却代となっているところでございます。

次に小型家電でございますが、ほかの団体の多くは、ピックアップ方式を採用しており、資源物として回収し、その有価物となるものを取り出す作業をしております。組合の小型家電の売却方法でございますが、収集されました小型家電を一カ所に集めておき、それを事業者が持って行く手法で契約しております。キロあたりの単価は、22円で契約しております。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 総務費の不用額の、816万8,755円の理由は、後で回答してよろしいですか。（「はい。」と呼ぶ者あり）では、後で回答することとします。

折田眞知子議員。

○7番（折田眞知子議員） ありがとうございます。有価物についてはどのような資源が有効に、有価物として扱われているということがよくわかりました。協会の単価ということなので、できましたら参考にこの単価表というんでしょうか、そういったものの資料がいただけたらというふうに思います。

あと使用済小型家電については一カ所に集めて事業者が持って行く。単価はキロあたり22円ということなのですが、あまりにも安すぎるような気がするんですが、どこでもこういった単価になるんでしょうか。かなりこれレアメタル的なものも含まれているのではないかというふうに思うんですが、こういった単価での引き渡しなんでしょうか。そのあたりちょっと伺いたいと思います。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 先ほど小型家電の収集方法についてご説明いたしましたが、ほかの自治体さんの中には職員がピックアップしてその有価物だけを取り出しております。これですと人件費等がかかります。

組合ではいろいろ検討いたしました、人件費もかからない、そのまま業者が持つて行く契約が最良と判断いたしました。

○議長（合川 哲夫議員） 折田眞知子議員。

○7 番（折田眞知子議員） どういう方法で扱っているかよくわかったんですが、その単価があまりに適切じゃないんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりはほかと比べてどのようになっているんですか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 只今ご説明したとおり、当組合の手法は、人件費等がかかっておりませんが、単価の高い自治体の場合は人件費がかかっております。そのことを相殺し、このような単価で事業者と契約しているところでございます。

○議長（合川 哲夫議員） 折田議員。

○7 番（折田眞知子議員） 試算をした結果、このような方法と単価が妥当性があるということだというふうに思うんですが、一応承りました。はい、ありがとうございます。

○議長（合川 哲夫議員） よろしいですか。

まだほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質疑がないようですので、これもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 22 号、平成 26 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決しました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 8、議案第 23 号、平成 26 年度秋川衛生組合会計歳



入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

- 管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 23 号でございますが、平成 27 年 3 月 31 日付で解散した秋川衛生組合の決算を同年 4 月 1 日付で事務を承継した西秋川衛生組合が地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定を準用し、西秋川衛生組合議会の認定を求めるものでございます。

決算の内容につきましては、会計管理者から説明させますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（合川 哲夫議員） 会計管理者。

- 会計管理者（田中 豊昭君） それでは平成 26 年度秋川衛生組合会計歳入歳出決算書によりまして、その概要を御説明申し上げます。

なお、本決算書は旧秋川衛生組合が解散し、出納を閉鎖した平成 27 年 3 月 31 日までの決算となります。

初めに歳入について御説明させていただきます。恐れ入りますが、決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

第 1 款分賦金は、収入済額 1 億 7,500 万円でございます。これは構成市町村からの組合運営経費に対するもので、算出方法は西秋川衛生組合と同じく平等割 10%、人口割 30%、利用割 60%でございます。

次に第 2 款国庫支出金は、収入済額 474 万 8,000 円で、これは汚泥再生処理センター整備事業に対する循環型社会形成推進交付金でございます。

次に第 3 款繰越金は、収入済額 1,417 万 6,466 円でございます。

次に第 4 款諸収入は、収入済額 3 万 9,103 円で、第 1 項の預金利子は歳計預金の利子であり、第 2 項の雑入は東日本大震災に伴う東京電力からの賠償金等でございます。

以上、歳入合計は、収入済額 1 億 9,396 万 3,569 円で、予算現額に対する収入割合は 100.01%でございます。

続きまして歳出でございます。同じページの中ほどから下をごらんください。

第 1 款議会費は、支出済額 76 万 5,795 円で、主な支出は議員報酬などの経費でございます。

次に第 2 款事務所費は、支出済額 1 億 6,184 万 3,203 円で、主な支出としましては、第 1 項の組合事務所費は職員の人事管理経費、組合の管理運営経費、各種負担金など

でございます。また第2項の施設運営費は、既存のし尿処理施設の運営、維持管理業務経費及び汚泥再生処理センター整備事業に伴う計画業務経費などでございます。

第3款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、支出済額1億6,260万8,998円で、予算現額に対する支出割合は83.8%でございます。

歳入歳出差引残額は、3,135万4,571円となり、西秋川衛生組合平成27年度予算へ計上いたします。

なお、附属書類であります歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては記載のとおりでございます。

以上簡単ではございますが、決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。折田眞知子議員。

○7番（折田眞知子議員） 歳入の関係です。7ページ、8ページになります。雑入の関係で、東京電力福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う賠償金というものについて御説明をお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） こちらの賠償金でございますが、震災に伴う放射性物質の調査委託料を東京電力に賠償金として請求したものでございます。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 折田眞知子議員。

○7番（折田眞知子議員） ありがとうございます。調査費ということなのですが、汚泥の分析などをされてたと思います。聞くところによるとセシウムの濃度が極端に高いということはなかったようにも思うんですが、そのあたり、いかがだったんでしょうか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） し尿処理施設の汚泥につきましては規制基準以下であった旨を、旧の秋川衛生組合から引継いでいます。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 23 号、平成 26 年度秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決しました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 9、議案第 24 号、平成 27 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について及び日程第 10、議案第 25 号、平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）の 2 案を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま一括上程されました議案第 24 号及び議案第 25 号について御説明を申し上げます。

議案第 24 号につきましては、平成 27 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金を 2,077 万 8,000 円減額するものでございます。

次に議案第 25 号につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ 2,855 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額 19 億 8,911 万 3,000 円とするものでございます。

各議案の内容につきましては事務局長から説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

まず議案第 24 号、平成 27 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてでございます。

議案書の表中、変更前の負担金の合計は 10 億 7,584 万 4,000 円で、2,077 万 8,000 円を減額し、変更後の負担金の合計を 10 億 5,506 万 6,000 円とするものでございま

す。なお、この減額の要因につきましては、前年度繰越金を追加したことによるものでございます。

次に構成市町村別の変更額は、あきる野市が 1,462 万 5,000 円、日の出町が 345 万 9,000 円、檜原村が 97 万 7,000 円、奥多摩町が 171 万 7,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

恐れ入りますが議案書の次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。

ごみ処理にかかる負担金の変更後のそれぞれの構成市町村の負担金の額及び負担割合等につきましては表記載のとおりとなっておりますのでございます。

次のページはし尿処理にかかる負担金でございますが、こちらにつきましては変更はございません。また別紙の裏面にはごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式をそれぞれ記載しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

次に、議案第 25 号、平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）について御説明させていただきます。

議案書の予算説明書、8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思っております。

まず初めに歳入について御説明させていただきます。

（款）01 負担金でございますが、議案第 24 号で御説明したとおりごみ処理にかかわる構成市町村の負担金を 2,077 万 8,000 円減額するものでございます。構成市町村の内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

次に、（款）05 繰越金は前年度繰越金を追加するもので、平成 26 年度の繰越額から、当初予算計上額の 500 万円を差し引いた 4,077 万 8,000 円を追加するものでございます。

次に（款）06 諸収入でございますが、説明欄記載のとおり、旧秋川衛生組合歳計余剰金を 855 万 6,000 円追加するものでございます。

次に 10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出について御説明いたします。

まず、（款）02 総務費、（目）01 組合事務所費の補正額は 2,000 万円であります。では説明欄をごらんください。

2503 西秋川衛生組合施設運営基金積立金は、平成 45 年度までの長期包括的運営

業務委託をしているごみ処理施設運営維持管理業務委託の年度間委託料の平準化を図る目的で積立を行っており、構成市町村と協議の上、2,000 万円を追加するものでございます。

次に（款）03 廃棄物処理費、（目）04 し尿処理管理費の補正額は 855 万 6,000 円であります。では説明欄をごらんください。

2501 西秋川衛生組合施設整備基金積立金は、平成 28 年度から実施予定の汚泥再生処理センター整備費に充当するため、855 万 6,000 円を新規に積立するものでございます。

以上、議案第 24 号及び議案第 25 号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

本件 2 件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第 24 号、平成 27 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（合川 哲夫議員） 続いて、議案第 25 号、平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） ここで、先ほどの折田議員の質問の西秋川衛生組合 26 年度の決算書の中での総務費の不用額の要因の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 先ほどは申しわけございません。先ほどの要因は、決算書 18、19 ページの組合事務所費の不用額が要因でございますが主な要因は、次のページの 21 ページの備考欄、45 の地元対策経費、その中で 1917 地域振興事業あきる野市負担金という項目がございます。これにつきましては、地域振興事業といまして、道路整備をあきる野市に委託しているところでございますが、その契約差金に伴う減額が要因となっているところでございます。以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長（合川 哲夫議員） 折田議員よろしいですか。

○7 番（折田眞知子議員） はい、承知をしました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 以上をもちまして平成 27 年第 2 回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 27 年第 2 回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。

御協力大変ありがとうございました。

午後 2 時 48 分 閉議・閉会

————— ◇ —————

地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 合 川 哲 夫

西秋川衛生組合議会議員 杉 村 良 一

西秋川衛生組合議会議員 原 島 幸 次

